

○津別町農業委員会委員候補者評価委員会運営要綱

(平成 28 年 9 月 20 日告示第 74 号)

(設置)

第 1 条 津別町農業委員会委員候補者の評価を町長に報告するため、津別町農業委員会委員候補者評価委員会(以下「評価委員会」という。)を設置する。

(任務)

第 2 条 評価委員会は、次の事項を行うものとする。

(1) 町長の求めにより、農業委員会等に関する法律(昭和 26 年法律第 88 号)及び津別町農業委員会委員の定数条例(平成 28 年条例 29 号)に基づき、農業委員候補者(以下「候補者」という。)の評価を行い、町長に報告するものとする。

[[農業委員会等に関する法律\(昭和 26 年法律第 88 号\)](#)]

(2) 候補者の評価にあたり、推薦及び募集に応じた者の活動歴等の審査を行うとともに、必要に応じて、面接及びその他適当と認める方法による審査等を行うことができるものとする。

(評価委員)

第 3 条 評価委員会の評価委員(以下「評価委員」という。)は、次の者をもって充てるものとする。

- (1) 副町長
- (2) 総務課長
- (3) 産業振興課長
- (4) 農業委員会事務局長
- (5) その他町長が特に必要と認める者

(会長)

第 4 条 評価委員会に会長を置き、副町長をもってこれに充てる。

(招集)

第 5 条 評価委員会は、町長が招集する。

(議長)

第 6 条 評価委員会の議長は、会長がこれにあたる。

(決定行為)

第 7 条 評価委員会による意見の決定は、出席した評価委員の過半数をもって行う。

(秘密保持)

第 8 条 評価委員は、評価委員会で知り得た個人の情報を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(その他)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

---